

ファミリー・サポート・センターのご案内

育児の **援助を受けたい人** と **援助を行いたい人** とを結びます。

少しの時間、
子どもを預かって
もらいたい

保育園などの
送り迎えを
お願いしたい

育児にがんばる人をサポート

空いた時間を
有効に活用
したい

子育ての
経験を
いかしたい

ファミリー・サポート・センターは、平成27年4月より
「子ども・子育て支援新制度」の中の
「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられました。



厚生労働省

「人と人をつなぎ、子どもに笑顔を」それが

ファミリー・サポート・センターとは？

子育てを地域で相互援助するお手伝いをする組織です。※市区町村で実施しています。

相互援助活動の例



保育施設への
送り迎え



保育施設の時間外や、
学校の放課後などに
子どもを預かる



保護者が買い物など
外出の際、
子どもを預かる



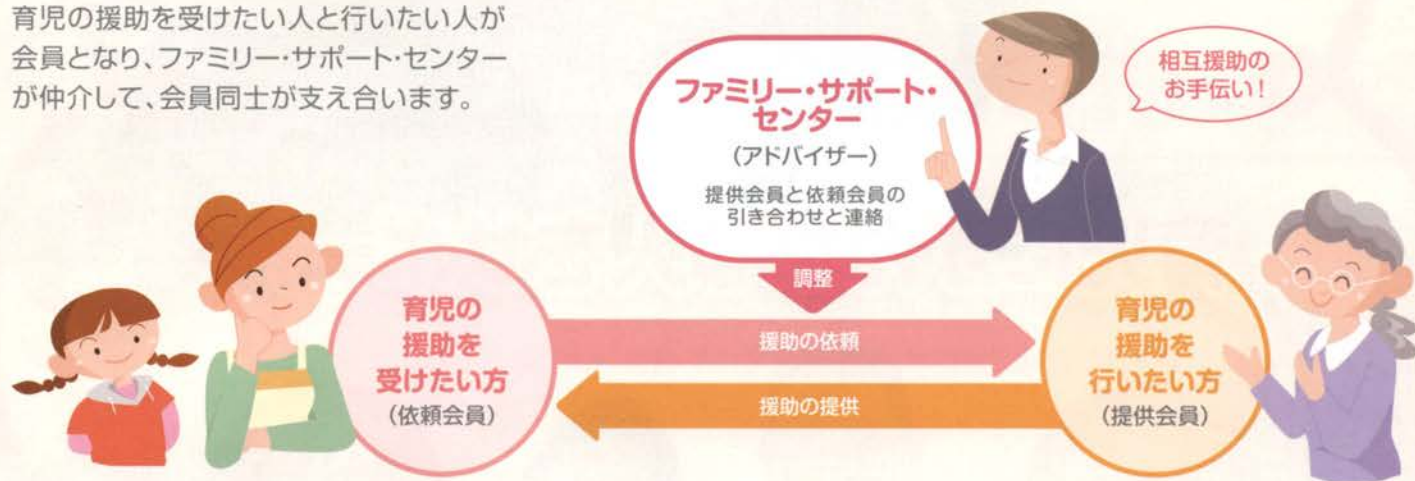
保護者の病気や
冠婚葬祭などの急用時に
子どもを預かる



病児・病後児の預かりや
早朝・夜間などの緊急時に
預かる（一部地域で実施中）

会員同士で支え合う組織です。

育児の援助を受けたい人で行いたい人が
会員となり、ファミリー・サポート・センター
が仲介して、会員同士が支え合います。



※自分の急用時には子どもを預かってほしいけれど、時間がある時には
子どもを預かることができるという方は「両方会員」となることもできます。

ファミリー・サポート・センターは、次の業務を行います。

- 1 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- 2 会員同士の相互援助活動の調整など
- 3 会員に対して活動に必要な知識を提供する講習会の開催
- 4 会員同士の交流と情報交換のための交流会の開催
- 5 保育所や医療機関など子育て支援関連施設・事業との連絡調整

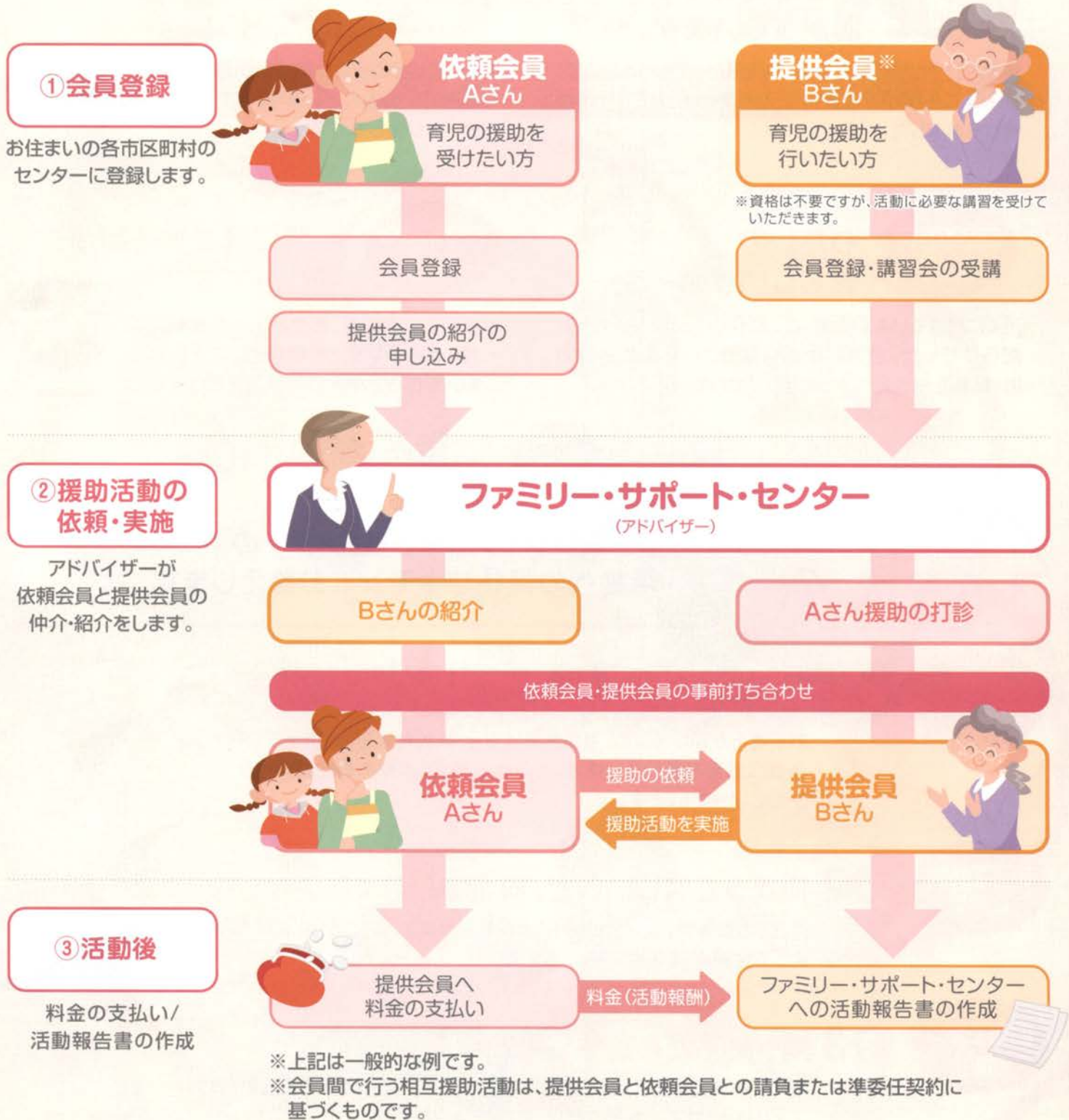
- 一部の市区町村では、病児・病後児の預かりや、早朝・夜間などの緊急時の
預かりなど(病児・緊急対応強化事業)を実施しています。

(実施しているかどうかについては、お住まいの市区町村のファミリー・サポート・センターにお問い合わせください)



ファミリー・サポート・センターの願いです。

活動はどんなふうに行われるの？



料金(活動報酬)について

援助活動の時間終了後、活動時間や内容に応じた料金(活動報酬)を【依頼会員】から【提供会員】へ支払います。金額は各市区町村、時間帯、内容によって異なります。



体験談

会員の皆さまの声をお伝えします。

※体験談は一例です。援助の活動の内容は、各市区町村ごとに異なります。

依頼会員の声
その1

おかげでとても
助かっています。

残業の日や出張の日でも子どもを預かってもらえるので、安心して仕事ができます。この制度のおかげで仕事が続けられました。



提供会員の声
その1

なんといっても
かわいい！

関わっているお子さんの成長が見られます。今では家族ぐるみで交流もしています。とてもかわいくて毎回のサポートが楽しみです。

依頼会員の声
その2

わたしの
頼もしいサポーター。

近くに親戚もいないので、ここに移り住んだ当初は不安だらけでした。現在お世話になっている提供会員の方は、私たち夫婦にとって強力なサポーターです。

提供会員の声
その2

一緒に過ごす時間が
楽しみです。

おままごと、折り紙、あやとり…、Yちゃんと一緒に遊んでいると時間が経つのを忘れてしまいます。Yちゃんの笑顔は元気の源です。



Q & A

ファミリー・サポート・センターの
活動への素朴なギモンにお答えします。

依頼会員の声
その1

Q1 子どもを預かってくれる人はどんな人？

A お子さんを預かるため、提供会員は安全・事故対策も含めた援助活動に必要な講習を受けています。また会員同士、活動の前に顔合わせすることになっています。

依頼会員の声
その2

Q2 預かってほしいけど、料金はどのくらいかしら？

A 料金（活動報酬）は、市区町村ごとに異なります。また、時間帯や内容によって金額が異なります。

提供会員の声
その1

Q3 預った子どもがもし事故にあったら…。

A 万一の事故に備えて補償保険に加入しています。詳しくは各市区町村のファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。



ファミリー・サポート・センター事業は、「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、正式名称が「子育て援助活動支援事業」となりました。

「提供会員」「依頼会員」「両方会員」へご登録をご希望の方、質問がある方は各市区町村のファミリー・サポート・センターまでお問い合わせください。

このリーフレットについてのお問い合わせは、厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課
TEL.03-5253-1111(内線7858)へ